

広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十六号

広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

広島県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1・2（略） （令和三年度から令和五年度までの貸付金の償還方法の特例）</p> <p>3 政令附則第二条の二第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十一年度の末日とされた市町については、第七条第一号中「三で」とあるのは「六で」と、「次期計画期間」とあるのは「令和六年度から令和十一年度まで」と読み替えるものとする。</p> <p>4 政令附則第二条の二第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日とされた市町については、第七条第一号中「三で」とあるのは「九で」と、「次期計画期間」とあるのは「令和六年度から令和十四年度まで」と読み替えるものとする。</p> <p>5 政令附則第二条の三第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日とされた市町については、第七条第一号中「三で」とあるのは「六で」と、「次期計画期間」とあるのは「令和九年度から令和十四年度まで」と読み替えるものとする。</p> <p>6 政令附則第二条の三第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十七年度の末日とされた市町については、第七条第一号中「三で」とあるのは「九で」と、「次期計画期間」とあるのは「令和九年度から令和十七年度まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>1・2（略）</p>

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。